

北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業

基 本 協 定 書 **(案)**

令和7年4月18日

北筑昇華苑組合

北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業
基本協定書（案）

北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業（以下「本事業」という。）に関して、北筑昇華苑組合（以下「組合」という。）は、●（以下「代表企業」という。）、●及び●らで構成される●グループ（以下、代表企業及び●を「構成員」又は「企業グループ」と総称する。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し企業グループが公募プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、本事業にかかる次の各号に掲げる契約（以下総称して「事業契約」という。）の締結に向けた、市及び企業グループの双方の協力について定めることを目的とする。

- （1）組合及び企業グループの間で締結される北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業基本契約
- （2）組合及び●（以下「建設事業者」という。）の間で締結される北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業設計・建設工事請負契約
- （3）組合及び●（以下「維持管理事業者」という。）の間で締結される北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業維持管理契約

（組合及び企業グループの義務）

第2条 組合及び企業グループは、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 企業グループは、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の事業者選定手続きにかかる北筑昇華苑火葬炉整備等更新に係る事業者選定委員会及び組合の要望事項を尊重する。

（事業契約の締結）

第3条 組合及び企業グループは、事業契約を、募集要項（組合が本事業の事業者選定に関して公表した令和7年2月12日付けの募集要項（組合が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）をいう。以下同じ。）に添付の事業契約書案の形式及び内容にて、これを仮契約として締結するべく最大限努力する。

- 2 組合は、募集要項に添付の事業契約書案の文言に関し、企業グループより説明を求められた場合、実施要領において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 組合及び企業グループは、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当したとき（但し、第1号ないし第4号については、本事業に関して該当した場合に限る。また、第12号ないし第19号までについては福岡県警察からの通知に基づき該当する場合をいう。）は、組合は、事業契約を締結しないことができる。
 - （1）公正取引委員会が、構成員に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - （2）公正取引委員会が、構成員に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - （3）公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2

項の規定により審判請求を棄却したとき。

- (4) 構成員又は構成員の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (5) 役員等（構成員が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、構成員が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下第5号ないし第9号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第5号ないし第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (11) 構成員が、第5号ないし第9号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、組合が構成員に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (12) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (13) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下第13号ないし第19号において同じ。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。
- (14) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (15) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (16) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (17) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (18) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (19) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

5 事業契約の締結までに、構成員のいずれかが、募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、組合は、事業契約を締結しないことができる。

(賠償額の予定)

第4条 企業グループは、構成員のいずれかが前条第4項各号のいずれかに該当するとき(但し、第1号ないし第4号については本事業に関して該当した場合に限る。)は、組合が事業契約の締結又は解除をするか否かを問わず、違約金として、本事業の提案価格の10分の2に相当する額を支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、構成員は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。
- 3 第1項の規定は、組合に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合において、当該超過分につき組合が賠償を請求することを妨げるものではない。かかる超過分の損害賠償義務についても、構成員は、連帯してこれを負担する。

(準備行為)

第5条 企業グループは、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、組合は、必要かつ可能な範囲で、自己の費用で、かかる準備行為に協力する。

(事業契約の不成立)

第6条 組合議会において否決されたことにより、事業契約の締結に至らなかった場合、既に組合及び企業グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項の場合を除き、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第7条 組合及び企業グループは、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第8条 組合及び企業グループは、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 組合及び企業グループが、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、組合及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示

する場合

- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 組合及び企業グループにつき守秘義務契約を締結した組合のアドバイザー及び本事業に関する企業グループの下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 組合が組合構成市町に開示する場合
- (6) 組合が、本事業にかかる施設の維持管理に関する業務を維持管理事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
- (7) 組合が、本事業にかかる施設の運営に関する業務を第三者に委託する場合において、当該第三者に開示するとき

(管轄裁判所)

第9条 組合及び企業グループは、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、福岡地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(本協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業の終了の日までとする。

(準拠法及び解釈)

第11条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本協定及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
- 3 本協定の変更は書面で行う。

(定めのない事項)

第12条 本協定に定めのない事項については、組合及び企業グループが別途協議して定める。

(以下余白)

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年●月●日

福岡県古賀市駅東1丁目1番1号
北筑昇華苑組合
組合長 田辺 一城

(代表企業) ●
[住所] ●
[代表者氏名] ●

(構成員) ●
[住所] ●
[代表者氏名] ●

(構成員) ●
[住所] ●
[代表者氏名] ●

北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業

基 本 契 約 書 **(案)**

令和7年4月18日

北筑昇華苑組合

北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業
基本契約書

北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者である北筑昇華苑組合（以下「組合」という。）は、●、●及び●らで構成される●グループ（以下「企業グループ」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

（目的及び解釈）

第1条 本基本契約は、組合及び企業グループが相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本基本契約において定義されていない用語については、別紙1の定義集に定義された意味を有する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 組合は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

2 企業グループは、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

（事業日程）

第3条 本事業の事業日程については別紙2に示す。ただし、別紙2の事業日程は、本基本契約の当事者全員の合意により変更することができる。

（契約金額）

第4条 本基本契約の当事者は、本基本契約に基づいて締結する設計・建設工事請負契約及び維持管理契約の契約金額が、当該契約の条項に従い変更されることがあることを予め了承する。

（役割分担）

第5条 本事業の実施において、構成員は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に掲げるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

	会社名	業務内容
(1)	●	
(2)	●	
(3)	●	

2 企業グループは、本施設の運営が組合により実施されるものであることを十分に理解し、組合に対し、必要かつ合理的な限度で、本事業を円滑に実施するために適切な協力を行うことを確約する。

（当事者が締結すべき契約）

第6条 組合及び建設事業者は、基本協定、本基本契約及び募集要項等に基づき、設計・建設工事請負契約を締結する。

2 組合及び維持管理事業者は、基本協定、本基本契約及び募集要項等に基づき、維持管理契約を締結する。

（本施設の建設工事等）

第7条 本施設の設計及び建設工事にかかる業務の概要は、要求水準書及び事業提案書に定めるとおりとする。

2 建設事業者は、組合との建設工事請負契約締結後、速やかに設計・施工業務に着手し、別途合意がある場合を除き、本施設の基本設計及び実施設計を完成させ、各設計図書を組合に提出しその承諾を得た上、建設工事完了予定日までに本施設を完成させ組合に引き渡し、設計・施工業務を完了する。

3 設計・施工業務にかかる契約条件の詳細は、設計・建設工事請負契約に定めるところによる。

(本施設の維持管理業務)

第8条 本施設の維持管理にかかる業務の概要は、要求水準書及び事業提案書に定めるとおりとする。

2 維持管理事業者は、維持管理契約により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。

3 維持管理業務にかかる契約条件の詳細は、維持管理契約に定めるところによる。

(異常事態に関する責任)

第9条 設計・建設工事請負契約第45条及び第57条の規定にかかわらず、同契約第32条の規定による引渡しを受けた日から2年（ただし、本施設のうち部分引渡しが行われた部分については、当該部分引渡しを受けた日から2年）を経過するまでの期間中に異常事態が発生した場合（本施設の契約不適合に基づく異常事態の発生を含む。）には、建設事業者は、維持管理事業者が維持管理委託契約第33条第1項、同条第5項及び同条第6項に基づき本施設について負担する債務について、連帯してこれを負担する。

2 建設事業者は、異常事態が発生した原因が、本施設の契約不適合によるのか又は維持管理事業者の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。

3 異常事態が発生した原因が、維持管理開始日後に発生した不可抗力（本施設の契約不適合は含まれない。）又は建設事業者及び維持管理事業者以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、設計・建設工事請負契約又は維持管理契約の規定により建設事業者又は維持管理事業者の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。）の責めに帰すべき事由によることを、建設事業者又は維持管理事業者が明らかにした場合には、第1項の規定は適用しない。

4 建設事業者は、第1項に定める場合において、異常事態が発生した原因を調査検討するため、組合に対し、本施設の運營業務の実施状況その他必要と認められる情報を提供するよう請求することができる。

(計算書類等の提出)

第10条 代表企業及び構成員は、会社法（平成17年法律第86号）に基づき要求される計算書類及びその附属明細書の写しを、当該会社の毎会計年度終了後3月以内に組合に提出しなければならない。ただし、当該会社が会計監査人設置会社でない場合には、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属明細書を組合に提出する。

(本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第11条 組合及び企業グループは、他の当事者の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(債務不履行)

第12条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第13条 組合及び企業グループは、本基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 組合及び企業グループが、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、組合及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 組合及び企業グループにつき守秘義務契約を締結した組合のアドバイザー業務受託者並びに本事業に関する企業グループの下請企業若しくは受託者に開示する場合

(5) 組合が組合構成市町に開示する場合

(6) 組合が本施設の維持管理に関する業務を維持管理事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(談合その他不正行為による解除)

第14条 組合は、構成員のいずれかが基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したときは、本基本契約を解除することができる。

(管轄裁判所)

第15条 組合及び企業グループは、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、福岡地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(本基本契約の有効期間)

第16条 本基本契約の有効期間は、本基本契約締結の日から設計・建設工事請負契約又は維持管理契約の終了の日のいずれか遅い日までとする。

(準拠法及び解釈)

第17条 本基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本基本契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本基本契約の変更は書面で行う。

(定めのない事項)

第18条 本基本契約に定めのない事項については、組合及び企業グループが別途協議して定める。

(以下余白)

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、本基本契約は、別途組合及び建設事業者間で締結される北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業建設工事請負契約が本契約として成立した場合に、効力を生じるものとする。

令和7年●月●日

福岡県古賀市駅東1丁目1番1号
北筑昇華苑組合
組合長 田辺 一城

(代表企業) ●
[住所] ●
[代表者氏名] ●

(構成員) ●
[住所] ●
[代表者氏名] ●

(構成員) ●
[住所] ●
[代表者氏名] ●

定 義 集

ア- 「維持管理契約」とは、基本契約の規定に基づき、組合及び維持管理事業者が本施設の維持管理業務の委託に関して締結する、北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業維持管理業務委託契約書をいう。

「維持管理開始日」とは、令和 8 年 12 月 1 日又は本施設が建設事業者から組合に引き渡された日（部分引渡しが行なわれる場合は最初の部分引渡しが行なわれた日）の翌日のいずれか遅い日をいう。

「維持管理完了日」とは、令和 23 年 3 月 31 日をいう。

「維持管理期間」とは、維持管理開始日から維持管理完了日までの期間をいう。

「維持管理業務」とは、本事業のうち、本施設の維持管理にかかる業務をいう。

「維持管理業務委託費」とは、維持管理事業者が維持管理業務を実施した対価として、組合が維持管理契約に従い維持管理事業者に支払う対価（消費税を含む。）をいう。

「維持管理事業者」とは、●をいう。

「異常事態」とは、本施設が要求性能を備えていない事態をいう。

「請負金額」とは、とは、建設事業者が設計・建設業務を実施した対価として、組合が建設工事請負契約に従い建設事業者を支払う対価（消費税を含む。）をいう。

カ- 「会計年度」とは、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる 1 年度をいう。

「基本協定」とは、組合及び企業グループが、事業契約の締結に関して締結した令和●年●月●日付北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業基本協定書をいう。

「基本契約」とは、北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業基本契約書をいう。

「建設工事完了日」とは、設計・建設工事請負契約に基づいて本施設の組合への引渡し完了した日をいう。

「建設工事完了予定日」とは、令和 11 年 11 月 30 日又は設計・建設工事請負契約によって変更された日をいう。

「建設事業者」とは、●をいう。

「構成員」とは、企業グループを構成する各企業をいう。

サ- 「事業契約」とは、基本契約、設計・建設工事請負契約及び維持管理契約の総称をいう。

「事業提案書」とは、本事業の事業者選定において、優先交渉権者として選定された●グループが提出した事業提案書類一式をいう。

「消費税」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税及び地方税法（昭

和 25 年法律第 226 号) 第 2 章第 3 節に定める地方消費税をいう。

「設計・建設期間」とは、設計・建設工事請負契約締結日から建設工事完了日までの期間をいう。

「設計・建設工事請負契約」とは、設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、組合及び建設事業者が締結する、北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業設計・建設工事請負契約をいう。

「設計・建設業務」とは、本事業のうち、本施設の設計・建設にかかる業務をいう。

ター 「代表企業」とは、企業グループを代表する●をいう。

ハー 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見可能な範囲外のものであって、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。

「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。なお、事業契約締結時点で公表されている法令等の法案（改正案を含む。）がある場合、かかる法案の成立、施行は法令等の変更に該当しない。

「募集要項等」とは、組合が本事業の事業者選定手続きに関して公表した令和 7 年 2 月 12 日付の募集要項（その後の修正並びに組合が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）並びに令和●年●月●日付、同年●月●日付及び同年●月●日付で公表した質問回答（ただし、要求水準書及び契約書案に関するものを除く。）をいう。

「本施設」とは、設計・建設される北筑昇華苑設備等をいい、敷地内の火葬炉（火葬に必要な全ての設備）及び建築物等（火葬炉を除く建築物及び建築付帯電気設備、建築付帯機械設備、外構等）をいう。

ヤー 「要求水準書」とは、組合が本事業の事業者選定手続において公表した北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業要求水準書並びにこれにかかる質問回答（組合が令和●年●月●日付、同年●月●日付及び同年●月●日付で公表したもの）をいう。

「要求性能」とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

別紙 2

事業日程

内 容	日 程
1 契約締結日	令和 7 年 ● 月 ● 日
2 設計・建設業務 開始日	令和 7 年 ● 月 ● 日
3 建設工事完了予定日	令和 11 年 11 月 30 日
4 維持管理業務 開始日	令和 8 年 12 月 1 日又は本施設が建設事業者から組合に引き渡された日（部分引渡しがなされる場合は最初の部分引渡しがなされた日）の翌日のいずれか遅い日
5 維持管理業務 完了日	令和 23 年 3 月 31 日

北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業

設計・建設工事請負契約書 (案)

令和7年4月18日

北筑昇華苑組合

北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業
設計・建設工事請負契約書

- 1 工 事 名 北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業建設工事
- 2 工 事 場 所 福岡県古賀市青柳145番地1
- 3 履 行 期 間 議会の議決の翌日 から
令和12年(2030年)3月31日まで
(地方自治法第214条に基づく債務負担行為)
- 4 契 約 金 額 金●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●円)
- 5 契 約 保 証 金 添付約款に記載のとおり
- 6 支 払 条 件 添付約款に記載のとおり

7 この契約は仮契約である。

ただし、北筑昇華苑組合議会の議決を受けた時から、別段の行為を要せずに本契約として成立するものとする。

上記の業務について、発注者 北筑昇華苑組合 と 受注者 ● は、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮) 令和7年●月●日

発注者

福岡県古賀市駅東1丁目1番1号
北筑昇華苑組合
組合長 田辺 一城

受注者

●
住所 ●
代表者氏名 ●

目 次

第1条（総則）	1
第2条（関連工事の調整）	1
第3条（請負代金内訳書及び工程表）	1
第4条（契約の保証）	1
第5条（権利義務の譲渡等）	2
第5条の2（著作物の譲渡等）	2
第6条（一括委任又は一括下請負の禁止）	3
第7条（下請負人の通知）	3
第7条の2	3
第7条の3	3
第8条（特許権等の使用）	3
第8条の2（意匠の実施の承諾等）	3
第9条（監督員）	3
第10条（設計者、監理技術者及び現場代理等）	4
第11条（履行報告）	4
第12条（工事関係者に関する措置請求）	4
第13条（工事材料の品質及び検査等）	5
第14条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）	5
第15条（支給材料及び貸与品）	5
第16条（工事用地の確保等）	6
第17条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）	6
第18条（条件変更等）	6
第19条（要求水準書等及び設計図書の変更）	7
第20条（設計・建設業務の中止）	7
第21条（著しく短い工期の禁止）	7
第22条（受注者の請求による工期の延長）	8
第23条（発注者の請求による工期の短縮等）	8
第24条（工期の変更方法）	8
第25条（請負代金額の変更方法等）	8
第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）	8
第27条（臨機の措置）	8
第28条（一般的損害）	8
第29条（第三者に及ぼした損害）	8
第30条（不可抗力による損害）	9
第31条（請負代金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書の変更）	9
第32条（検査及び引渡し）	10
第33条（請負代金の支払）	10
第34条（部分使用）	10
第35条（前金払及び中間前金払）	10
第36条（保証契約の変更）	11
第37条（前払金の使用等）	11
第38条（部分払）	11
第39条（部分引渡し）	12
第40条（債務負担行為に係る契約の特則）	12

第41条（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金の特則）	12
第42条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）	13
第43条（第三者による代理受領）	13
第44条（前払金等の不払に対する工事中止）	13
第45条（契約不適合責任）	13
第46条（発注者の任意解除権）	14
第47条（発注者の催告による解除権）	14
第48条（発注者の催告によらない解除権）	14
第48条の2	15
第48条の3	15
第49条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	16
第50条（公共工事履行保証証券による保証の請求）	16
第51条（受注者の催告による解除権）	16
第52条（受注者の催告によらない解除権）	16
第53条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	16
第54条（解除に伴う措置）	17
第54条の2（賠償の予定）	17
第55条（発注者の損害賠償請求等）	18
第56条（受注者の損害賠償請求等）	18
第57条（契約不適合責任期間等）	18
第58条（火災保険等）	19
第59条（あっせん又は調停）	19
第60条（仲裁）	19
第61条（情報通信の技術を利用する方法）	20
第62条（建設発生土の搬出先等）	20
第63条（補則）	20
別紙 請負代金額の変更方法	21

北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業 設計・建設工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等（要求水準書、募集要項等及び事業提案書等をいう。以下同じ。）及び要求水準書等に基づき受注者が作成し発注者が承諾した基本設計及び実施設計の各設計図書（以下「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び要求水準書等を内容とする設計・建設業務に係る請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約書における用語の定義は、特にこの契約書で定義されている用語を除き、発注者、受注者、●、●及び●が締結した令和●年●月●日付北筑昇華苑火葬炉設備等更新事業基本契約書別紙1の定義集のとおりとする。
- 3 この契約書及び要求水準書等の各書類との間に齟齬がある場合、この契約書、基本契約、募集要項等、要求水準書及び事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書に優先する。なお念のため、受注者は、基本契約第9条とこの契約の規定との間には、齟齬がないことを確認する。
- 4 受注者は、契約書記載の設計・建設業務を設計・建設期間内に完成し、設計・建設業務の目的物（設計業務により作成される設計図書及び本施設を含み、以下、「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 5 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、この契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 14 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計業務着手届及び業務工程表（以下「工程表」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、入札条件として請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を明示されたときは、この契約書締結後10日以内に内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 3 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 4 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、設計図書（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

4 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

5 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（著作物の譲渡等）

第5条の2 受注者は、工事目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、工事目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該工事目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該工事目的物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、すでに受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、工事目的物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、工事目的物が著作物に該当しない場合には、当該工事目的物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、工事目的物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該工事目的物を使用し、又は複製し、また、第1条第6項の規定にかかわらず当該工事目的物の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が工事目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、設計・建設業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人等としてはならない。ただし、第48条の3第1項各号に該当する者を除き、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受注者が第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約等（一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（請負者が当該下請契約等の当事者でない場合は、請負者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。

3 下請契約等が解除されたことにより生じる下請契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、要求水準書及び募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

第8条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計業務に用い、又は成果品によって表現される構造物若しくは成果品を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更し

たときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 要求水準書等及び設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 要求水準書等及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。
(設計者、監理技術者及び現場代理等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて設置し、要求水準書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 設計者（一級建築士の資格を有する者）
 - 二 現場代人
 - 三 専任の監理技術者
 - 四 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく建設業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合、かつ、「古賀市が発注する工事における現場代理人の兼任と常駐義務緩和及び専任主任技術者の兼任に関する要領」又は要求水準書等にて認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
 - 4 受注者は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を

請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）

などがあり使用に相当でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書の定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他要求水準書等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、要求水準書等又は設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が要求水準書等及び設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が要求水準書等及び設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - 二 要求水準書及び募集要項等に誤謬又は脱漏があること
 - 三 要求水準書及び募集要項等々の表示が明確でないこと
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書及び募集要項等々に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - 五 要求水準書及び募集要項等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと（受注者が実施した測量、調査の結果、既存施設に要求水準書及び募集要項等から予測できない重大な欠陥が発見された場合を含む。）
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（要求水準書等及び設計図書の変更）

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等及び設計図書の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等及び設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計・建設業務の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が設計・建設業務を実施できないと認められるときは、発注者は、設計・建設業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、当該各業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計・建設業務の中止内容を受注者に通知して、当該各業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により設計・建設業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が当該各業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の当該各業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、設計・建設業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により設計・建設業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、別紙に定める方法により、請負代金額の変更を請求することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 設計・建設業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなけれ

ばならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、設計・建設業務の実施に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち設計・建設業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他設計・建設業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（要求水準書及び募集要項等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者受注者双方の責に帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において損害という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害対応対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書の変更）

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第30条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理

由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等又は設計図書を変更することができる。この場合において、要求水準書等又は設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、基本設計及び実施設計を完了したとき並びに工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等及び設計図書（ただし、設計業務の完了の場合には要求水準書等）に定めるところにより、工事の完成（設計業務の完了を含む。以下本条において同じ。）を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第33条 受注者は、本施設の全部について前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、請負代金額が300万円を超える場合において、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記

載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託し、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。ただし、中間前金払と部分払は併用できないものとする。

- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の申請があったときは、速やかに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは中間前払金額を含む。次項及び次条について同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利益の率（以下「基準率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分（設計業務の既履行部分を含む。以下同じ。）並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書等又は設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中4回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等及び設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者が、上に定める日以降の出来形期日を設定した場合は、この限りでない。検査において発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、内訳書が承認を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
- 8 部分払は、中間前金払と併用できないものとする。ただし、工期が2年度以上にわたる契約にあっては、中間前払金を請求した後であっても、各会計年度末における部分払はできるものとする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、内訳書が承認を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

$$= \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \{1 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額}\}$$

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第35条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計

年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第42条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{部分払金の額} &\leq \text{請負代金相当額} \times 9/10 \\ &- (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) \\ &- \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \\ &\times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和7年度	0回
令和8年度	2回
令和9年度	2回
令和10年度	2回
令和11年度	2回

（第三者による代理受領）

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、設計・建設業務の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が設計・建設業務を中止した場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計・建設業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（工事目的物が要求性能を満たしていない場合を含み、以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追

完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第一項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条から第48条の3までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由がなく、設計・建設業務に着手すべき期日を過ぎても設計・建設に着手しないとき。
- 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでない認められるとき。
- 四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第5条第5項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規

定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 維持管理契約が解除されたとき。

十二 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第48条の2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号の一に該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

一 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

四 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第48条の3 発注者は、福岡県警察からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。)が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

二 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。)となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等

を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 発注者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく、発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 前4条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前4条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第52条 受注者は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第54条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条から第48条の3まで又は第55条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ基準率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第47条から第48条の3まで又は第55条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(賠償の予定)

第54条の2 受注者は第48条の2の規定により発注者がこの契約を解除することができる場合においては、この契約を解除するか否かを問わず、請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該を超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 第1項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該企業体

の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して第1項の責任を負うものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、第54条の2の規定により賠償金を徴した場合は、その額を控除した額とする。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき（指定部分について、発注者が指定した工期内に工事を完成することができない場合を含む。）。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の3規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条から第48条の3の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額（指定部分の場合には、部分引渡しに係る請負代金額から当該指定部分の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額）につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 7 第1項の規定にかかわらず、発注者が基本協定第4条第1項の規定により賠償金の支払いを請求するときは、同一の事由により本条の規定による違約金を重ねて請求することはできない。

(受注者の損害賠償請求等)

第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた

日から2年以内（ただし、要求水準書において別途の保証期間が定められている場合には、当該期間以内）でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
（火災保険等）

第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を要求水準書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
（あっせん又は調停）

第59条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(建設発生土の搬出先等)

第62条 この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

(補則)

第63条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

請負代金額の額の変更方法

日本国内における賃金水準又は物価水準の変動に基づく請負代金額の変更は、次のとおり行う。

1 工事着工前における請負代金額の変更方法

(1) 対象となる工事費

変更の対象となる工事費は、設計費は含まず、発注者負担分の直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費に相当する部分（火葬炉設備工事費、建築工事費、電気設備工事費、空調設備工事費など各種工事を含む。以下「変更対象工事費」という。）とする。

(2) 用いる指標

工事費の変動についての基準となる指標は、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会）」の建築費指数における「都市別指数（福岡）」とし、対象建築物の構造に対応して、「RC造：構造別平均RC」の「建築」「設備」を基本とする。なお、基準となる指標については、本契約締結までに発注者と受注者間で協議を行い、合理性及び妥当性があると発注者が認める場合に限り、見直すことができる。

(3) 変更方法

工事着工日の属する月において、令和7年2月の指標値と工事着工日の属する月において公表されている最新月の指標値を比較し、1.5%を超える変動がある場合は、発注者及び受注者は変更対象工事費の変更を請求することができる。

この場合、以下の計算式に従って変更対象工事費を変更するものとし、変更対象工事費の具体的な金額及び変更後の変更対象工事費の支払方法については、請求のあった日を基準とし、発注者と受注者の協議により定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

$$B=A \times (b/a - 0.015) \quad (b > a)$$

$$B=A \times (b/a + 0.015) \quad (b < a)$$

$$\text{ただし、} | (b/a - 1) | \geq 1.5\%$$

A：事業提案書に示された変更対象工事費の額

B：変更後の変更対象工事費の額

a：令和7年2月の指標値

b：工事着工日の属する月において公表されている最新月の指標値

2 施工期間中における工事費の額の変更方法

(1) 全体スライド

工期内で工事着工日の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を相手方に請求することができる。

① 対象となる工事費

変更対象工事費のうち請求日における残工事分の工事費（以下「変更対象残工事費」という。）とする。

② 用いる指標

「1 工事着工前における工事費の額の変更方法」と同じ指標を用いる。

③ 変更方法

請求日（ただし、履行期間末日の2か月前まで。かつ、契約締結の日から12月を経過した日以降であること。（工事着工前における工事費の額の変更を行った場合は、工事着工日から12ヶ月経過した日以降であること。））の属する月において、前回改定が行われた際の指標値（改定が行われなかった場合は、令和7年2月の指標値）と請求日の属する月において公表されている直近の指標値を比較し、1.5%を超える変動がある場合は、発注者及び受注者は変更対象残工事費の変更を請求することができる。

この場合、以下の計算式に従って変更対象残工事費を変更するものとし、変更対象残工事費の具体的な金額及び変更後の変更対象残工事費の支払方法については、請求のあった日を基準とし、発注者と受注者の協議により定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

そのほか、本紙に定めのない事項については、協議による。

$$B=A \times (b/a - 0.015) \quad (b > a)$$

$$B=A \times (b/a + 0.015) \quad (b < a)$$

$$\text{ただし、} | (b/a - 1) | \geq 1.5\%$$

A：変更前の変更対象残工事費の額

B：変更後の変更対象残工事費の額

a：前回改定が行われた際の指標値（改定が行われなかった場合は、令和7年2月の指標値）

b：請求日の属する月において公表されている最新月の指標値

(2) インフレスライド

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を相手方に請求することができる。

① 対象となる工事費

変更対象工事費のうち請求日における残工事分の工事費（以下「変更対象残工事費」という。）とする。

② 用いる指標

「1 工事着工前における工事費の額の変更方法」と同じ指標を用いる。

③ 変更方法

請求日（ただし、履行期間末日の2か月前まで。）の属する月において、前回改定が行われた際の指標値（改定が行われなかった場合は、令和7年2月の指標値）と請求日の属する月において公表されている直近の指標値を比較し、1.0%を超える変動がある場合は、発注者及び受注者は変更対象残工事費の変更を請求することができる。

この場合、以下の計算式にしたがって変更対象残工事費を変更するものとし、変更対象残工事費の具体的な金額及び変更後の変更対象残工事費の支払方法については、請求のあった日を

基準とし、発注者と受注者の協議により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

そのほか、本紙に定めのない事項については、協議による。

$$B=A \times (b/a - 0.010) \quad (b > a)$$

$$B=A \times (b/a + 0.010) \quad (b < a)$$

ただし、 $| (b/a - 1) | \geq 1.0\%$

A：変更前の変更対象残工事費の額

B：変更後の変更対象残工事費の額

a：前回改定が行われた際の指標値（改定が行われなかった場合は、令和 7 年 2 月の指標値）

b：請求日の属する月において公表されている最新月の指標値

(3) 単品スライド

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、相手方に請負代金額の変更を請求することができる。変更方法については、発注者と受注者の協議による。

北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業

維持管理業務委託契約書

(案)

令和7年4月18日

北筑昇華苑組合

北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業
維持管理業務委託契約書

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 委託名 | 北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業維持管理委託 |
| 2 | 委託場所 | 福岡県古賀市青柳 145 番地 1 |
| 3 | 委託期間 | 自 令和 8 年(2026 年)12 月 1 日
至 令和 23 年(2041 年) 3 月 31 日 |
| 4 | 委託金額 | 金●円
(うち消費税の額 金●円) |
| 5 | 契約保証金 | 添付約款に記載のとおり |
| 6 | 支払条件 | 添付約款に記載のとおり |

上記の本事業について、北筑昇華苑組合（以下「発注者」という。）と●（以下「受注者」という。）は、基本契約に基づき、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によって、この維持管理業務委託契約（以下「本委託契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本委託契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。
なお、本委託契約は、別途組合及び建設事業者間で締結される北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業
建設工事請負契約が本契約として成立した場合に、効力を生じるものとする。

令和 7 年●月●日

発注者

福岡県古賀市駅東 1 丁目 1 番 1 号
北筑昇華苑組合
組合長 田辺 一城

受注者

●
住所 ●
代表者氏名 ●

目 次

第1章 総則	1
第1条 (定義)	1
第2条 (準拠法及び解釈)	1
第3条 (通知等)	1
第4条 (通貨)	1
第5条 (計量単位)	1
第6条 (期間の計算)	1
第7条 (契約保証金)	1
第8条 (解釈等)	2
第1節 総則	2
第9条 (委託業務の範囲)	2
第10条 (契約期間)	2
第11条 (善管注意義務)	2
第12条 (許認可の取得)	2
第13条 (再委託等の禁止)	3
第14条 (関連法令等の遵守)	3
第15条 (発注者の責任)	3
第16条 (発注者との協調)	3
第17条 (指示監督等)	3
第18条 (災害発生時の協力)	3
第19条 (保険)	3
第20条 (維持管理業務の開始の遅延)	4
第2節 維持管理体制	4
第21条 (業務実施体制の整備)	4
第22条 (従業員の確保)	4
第23条 (連絡体制の整備)	5
第24条 (計画書等の作成)	5

第3節 維持管理業務の実施	5
第25条 (維持管理業務の実施)	5
第26条 (保守点検)	5
第27条 (修繕・更新)	5
第28条 (情報管理業務)	6
第29条 (免責の否定等)	6
第4節 モニタリング	6
第30条 (モニタリング)	6
第5節 異常事態等への対応及び維持管理業務委託費の減額	6
第31条 (異常事態への対応)	6
第32条 (臨機の措置)	6
第33条 (異常事態等の発生時の費用負担)	7
第3章 維持管理業務委託費の支払い	7
第34条 (維持管理業務委託費)	7
第35条 (維持管理業務委託費の支払い等)	8
第36条 (維持管理業務委託費の見直し)	8
第4章 要求水準書の変更	8
第37条 (要求水準書の変更)	8
第5章 危険の負担等	9
第38条 (所有権)	9
第39条 (第三者の損害)	9
第40条 (法令変更)	9
第41条 (不可抗力)	10
第42条 (不可抗力による負担)	10
第6章 損害賠償等	10
第43条 (損害賠償等)	10
第7章 解除	11
第44条 (受注者の債務不履行)	11
第45条 (発注者の解除)	11

第46条	(違約金)	12
第47条	(受注者の解除)	13
第8章	特許権等、著作権及び秘密保持	13
第48条	(特許権等)	13
第49条	(著作権の利用等)	13
第50条	(著作権等の譲渡禁止)	14
第51条	(著作権の侵害防止)	14
第52条	(秘密保持義務)	14
第53条	(個人情報保護)	15
第9章	補則	15
第54条	(受注者の権利義務の譲渡)	15
第55条	(遅延利息)	15
第56条	(管轄裁判所)	15
第57条	(本委託契約に定めのない事項)	15
別紙1	保険の詳細	16
別紙2	モニタリング及び維持管理業務委託費の減額	17
別紙3	維持管理業務委託費の支払方法	21

北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業維持管理業務委託契約約款

第1章 総則

(定義)

第1条 本委託契約における用語の定義は、本委託契約中に定義される用語を除き、発注者、受注者、●及び●が締結した令和7年●月●日付北筑昇華苑火葬炉整備等更新事業基本契約書別紙1の定義集のとおりとする。

(準拠法及び解釈)

第2条 本委託契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本委託契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本委託契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本委託契約の変更は書面で行う。

(通知等)

第3条 本委託契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本委託契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、書面により行う。

(通貨)

第4条 金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

第5条 発注者及び受注者との間で用いる計量単位は、本委託契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(期間の計算)

第6条 期間の定めは、本委託契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(契約保証金)

第7条 受注者は、本委託契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供

(3) 本委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が
確実に認める金融機関の保証

(4) 本委託契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号の金員は、維持管理業務委託費の1会計年度額の10分の1以上としなければならない

3 受注者が第1項第3号又は第4号の保証を付す場合は、当該保証は第46条第2項各号に規定

する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の維持管理業務委託費の1会計年度額の10分の1に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(解釈等)

- 第8条 発注者及び受注者は、本委託契約と共に、基本契約、募集要項等、要求水準書及び事業提案書に定める事項が適用されることを確認する。
- 2 本委託契約、基本契約、募集要項等、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、本委託契約、基本契約、募集要項等、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書に優先する。なお念のため、受注者は、基本契約第9条と本委託契約の規定との間には、齟齬がないことを確認する。

第2章 維持管理業務

第1節 総則

(委託業務の範囲)

第9条 発注者は、維持管理期間において、次の各号に掲げる業務（以下「維持管理業務」と総称する。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。維持管理業務の詳細は要求水準書に定めるところによる。

- (1)本施設に係る維持管理業務
- (2)本施設に係るその他の付随業務（稼働準備、各種申請等業務）
- (3)その他これらを実施する上で必要な業務

(契約期間)

第10条 本委託契約の契約期間は、本委託契約締結日から維持管理完了日までとする。受注者は、施設維持管理開始日から維持管理完了日までの期間、維持管理業務を行う。

(善管注意義務)

第11条 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本委託契約及び要求水準書の各条項の規定により、維持管理業務を実施しなければならない。

(許認可の取得)

第12条 受注者は、維持管理開始日までに、維持管理業務その他受注者が本委託契約の締結及び履行のために必要とされる全ての許認可を取得し、これを維持し、必要な届出等を行わなければならない。

(再委託等の禁止)

第13条 受注者は、維持管理業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者の事前の承諾を得た場合には、維持管理業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者又は下請人が構成員である場合には、発注者に対する事前の通知で足りる。

3 前項に規定する業務の委託は、全て受注者の責任において行うものとし、委託を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。受注者は、前項の規定により維持管理業務の委託を行った場合、当該委託に係る契約書の写しを当該契約締結後遅滞なく発注者に提出する。

4 受注者は、成果物（受注者が本委託契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいい、未完成の成果物、業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により発注者の事前の承諾を得たときは、この限りでない。

(関連法令等の遵守)

第14条 受注者は、本施設の維持管理業務に当たり、適用ある関連法令及び関連規制を遵守しなければならない。

(発注者の責任)

第15条 発注者は、維持管理期間において、本施設を所有し、稼働させるために必要な全ての許認可を取得し、これを維持する。また、発注者は、本施設の運営を自ら行う。

(発注者との協調)

第16条 受注者は、発注者が本施設を運営することを理解し、発注者に対し必要な協力を行うとともに、維持管理業務の実施にあたっては発注者と十分に連携する。

(指示監督等)

第17条 発注者は、本委託契約の履行について必要があるときは、受注者に対し、指示監督することができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して維持管理業務の実施状況について検査し、若しくは報告を求め、又は受注者の事務所その他維持管理業務の実施場所に立ち入ることができる。

(災害発生時の協力)

第18条 受注者は、震災等の災害が発生した場合、速やかに本施設の被害状況等を確認し、発注者に報告する。

(保険)

第19条 受注者は、維持管理業務の実施にあたり、別紙1記載の条件を充足する第三者への損害賠償保険等の保険に継続して加入しなければならない。なお、受注者は、保険契約を締結するにあたり、事前に保険契約の内容及び保険証券又は保険証書の内容について発注者の承諾を得なければならない。

2 受注者は、前項の規定による保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券又は保険証書

の写しを発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、第1項に基づき加入した保険の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

(維持管理業務の開始の遅延)

第20条 受注者は、本施設について、第12条の規定による許認可の取得及び第22条第2項に定める従業員名簿の提出を完了し、第24条第1項の維持管理計画及び同条第5項の年間業務計画書に対する発注者の承諾を得ない限り、維持管理業務を開始することができない。

- 2 受注者の責めに帰すべき事由により、本施設について、維持管理業務を維持管理開始日に開始することができなかつた場合には、受注者は、発注者に対し、以下に定める計算式に従い算出される違約金を発注者が指定する期日までに支払わなければならない

(当該年度の維持管理業務委託費の総額)

× (国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項にいう「財務大臣の定める率」)

× ((遅延日数) / 365)

- 3 前項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が前項の違約金を超過する場合には、発注者は、当該超過分につき、受注者に対し、その賠償を請求することができる。
- 4 本施設の全部又は一部について、設計・建設工事請負契約に基づく業務の進行が遅延し、維持管理開始日が令和8年4月1日より変更される場合には、発注者は、受注者に対して速やかにその旨通知し、以後の対応につき協議するものとする。
- 5 前項の場合(本条第2項に該当する場合を除く。)、受注者は、前項の協議により新たに定められた維持管理開始日の前日まで、維持管理業務(前項の協議により定めた範囲に限る。)を実施する義務を免れる。
- 6 前項に基づき受注者が実施の義務を負わないとされた範囲の維持管理業務につき、変更後の維持管理開始日の前日までに受注者が当該業務を実施しないにもかかわらず受注者に発生した合理的な費用(もしあれば)は、発注者が負担する。受注者は、当該費用の負担請求を除き、発注者に対し何らの金銭請求をすることができない。
- 7 前項の規定にかかわらず、第4項の場合において、その原因が不可抗力又は法令等の変更であるときは、変更後の維持管理開始日の前日までに、受注者が当該業務を実施しないにもかかわらず受注者に発生した合理的な費用(もしあれば)の負担については、第40条ないし第42条の規定に従う。

第2節 維持管理体制

(業務実施体制の整備)

第21条 受注者は、本委託契約及び要求水準書に定めるところに従い、維持管理業務の実施のため必要かつ適切な業務実施体制を整備し、速やかに発注者に報告する。体制の内容を変更する場合も同様とする。

- 2 発注者は、本委託契約の履行について自己に代わって監督し、若しくは指示する監督員を定め、受注者に通知する。

(従業員の確保)

第22条 受注者は、本施設の維持管理業務の開始までに、本施設の維持管理業務の実施に必要な

人員（以下「従業員」という。）を、自らの責任及び費用において、法令等の規定により必要とされる人数確保し、本委託契約の終了まで、これを維持する。

- 2 受注者は、維持管理業務の開始までに、従業員の名簿を作成し、発注者に提出しなければならない。また、従業員の追加、異動等があったときは、速やかに発注者に通知し、発注者に提出した従業員の名簿を更新しなければならない。

（連絡体制の整備）

第 23 条 受注者は、要求水準書に定めるところにより、平常時及び緊急時の発注者への連絡体制を整備し、発注者に報告しなければならない。連絡体制を変更する場合も同様とする。

（計画書等の作成）

第 24 条 受注者は、工事の完成までに、要求水準書に定めるところにより、維持管理計画を発注者と協議の上作成し、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の維持管理計画を改定する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、維持管理開始日以降、各会計年度の開始に先立ち翌年度の年間業務計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を得なければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、維持管理開始日から、以降最初に到来する会計年度の末日までの期間に係る年間業務計画書については、維持管理開始日に先立ち作成し、発注者に提出してその承諾を得るものとする。
- 5 第 3 項及び前項の年間業務計画書（以下「年間業務計画書」と総称する。）に記載すべき内容及び具体的な提出期限は、発注者との協議により定めるものとする。

第 3 節 維持管理業務の実施

（維持管理業務の実施）

第 25 条 受注者は、維持管理期間中、本委託契約、募集要項等、要求水準書及び事業提案書に基づき、本施設において維持管理業務を行う。

- 2 発注者は、その責任及び費用負担において、受注者が維持管理業務を適時かつ適切に実施するため必要かつ合理的な協力を行う。
- 3 受注者は、ある業務が、受注者が実施すべきものであるか発注者が実施すべきものであるかが明らかでないとき認められた場合には、発注者に対し、いずれが当該業務を実施すべきか否かを明らかにするよう求めることができる。

（保守点検）

第 26 条 受注者は、本施設の要求性能を維持するために必要と認められる保守及び点検並びに予備品及び消耗品の管理を実施する。受注者が本項に基づき実施の義務を負う業務の内容の詳細は、事業提案書に基づき、発注者と受注者の協議により定める。

（修繕・更新）

第 27 条 受注者は、第 24 条第 1 項の維持管理計画及び年間業務計画書並びに前条の点検の結果に基づき、本施設の要求性能を維持するため、その費用負担により、本施設の修繕・更新業務を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、異常事態が発生した場合の修繕・更新業務に要した費用の負担に

については、第 33 条第 1 項各号に定めるところによる。

(情報管理業務)

第 28 条 受注者は、月次業務報告書を作成し、翌月●日までに発注者に提出しその確認を得なければならない。当該月次業務報告書の具体的な記載内容は、発注者と受注者との協議により定める。

2 受注者は、発注者との協議により定めるところに従い、点検報告書、整備報告書、及び事故等報告書を発注者に提出する。

(免責の否定等)

第 29 条 受注者は、本委託契約及び要求水準書に基づき作成した計画書等に従い、維持管理業務を実施する。ただし、受注者は、維持管理業務を実施した結果、本施設が要求性能を備えなくなった場合に、本委託契約に従い作成した計画書等に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

第 4 節 モニタリング

(モニタリング)

第 30 条 発注者は、自己の費用において、受注者により、要求水準書及び事業提案書（以下「要求水準書等」という。）に基づいた適正かつ確実な維持管理業務が実施されているかを監視し、測定し、評価（以下「モニタリング」という。）する。

2 発注者は、前項のモニタリングにより、本委託契約及び要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない又は達成されないおそれがあると判断した場合、適切な措置（是正勧告、維持管理業務委託費の減額等を含むが、これらに限られない。）をとることができる。

3 発注者が前項の措置をとることは、本委託契約に基づく発注者の解除権行使を妨げない。

第 5 節 異常事態等への対応及び維持管理業務委託費の減額

(異常事態への対応)

第 31 条 受注者は、本施設の維持管理業務の実施にあたり異常事態が発生していると認めた場合は、直ちに発注者に通知したうえ、発注者の指示に従って必要な措置をとらなければならない。

(臨機の措置)

第 32 条 受注者は、事故、災害等の防止のため緊急の必要があると認めるときは、自ら臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知する。

3 発注者は、事故、災害等の防止その他本施設の維持管理業務を実施する上で特に必要があり、かつ受注者に請求することが適切であると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用については、第 33 条第 1 項各号の規定を準用する。

5 前項の規定にかかわらず、設計・建設工事請負契約に基づく本施設の建設事業者から発注者への引渡しから 2 年を経過するまでの期間中、第 1 項又は第 3 項の規定に基づき実施した臨機

の措置の原因が本施設の契約不適合による場合、当該措置は、受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなし、当該措置に要した費用は全て受注者が負担する。

(異常事態等の発生時の費用負担)

第33条 異常事態の発生により生じた費用(原因の究明及び責任の分析並びに本施設の補修その他の対応に要する費用を含むが、これらに限られない。)の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1)原則として、受注者の負担とする。

(2)前号の規定にかかわらず、異常事態の発生の原因が受注者の責めに帰すべき事由(不可抗力を除く。)によらないことを受注者が明らかにした場合は、受注者は、前号に基づき負担した費用につき、発注者に求償することができる。

(3)第1号の規定にかかわらず、異常事態の発生の原因が不可抗力によることを受注者が明らかにした場合は、受注者は、第40条に基づき発注者が負担すべき部分につき、発注者に求償することができる。

(4)受注者は、異常事態が発生した原因を調査検討するため、発注者に対し、本施設の運営の実施状況その他必要と認められる情報を提供するよう請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、設計・建設工事請負契約に基づく本施設の建設事業者から発注者への引渡しから2年を経過するまでの期間中、本施設の契約不適合により異常事態が発生した場合には、かかる事態の発生は、受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなし、かかる事態の発生により生じた費用は全て受注者が負担する。

3 異常事態の発生、その他受注者の本委託契約に基づく債務の不履行があった場合は、別紙2に従い、維持管理業務委託費を、本施設の利用にあたっての支障の度合いに応じて減額する。支障の有無及び度合いは、年度ごとに行うモニタリングにより発注者が判断する。

4 前項の規定にかかわらず、設計・建設工事請負契約に基づく本施設の建設事業者から発注者への引渡しから2年を経過するまでの期間中、本施設の契約不適合を原因として異常事態が発生した場合には、かかる事態の発生は、受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなし、前項本文の規定により、維持管理業務委託費の減額を行う。

5 受注者は、第1項の規定による費用の負担及び前項の規定による維持管理業務委託費の減額のほか、自らの責めに帰すべき事由による(前項の規定により受注者の責めに帰すべき事由とみなされる場合を含む。)異常事態の発生と相当因果関係を有する発注者に生じた損害を、発注者に賠償しなければならない。

6 第3項の場合において、受注者の責任割合が、異常事態の発生した期間に係る維持管理業務委託費の支払いまでに確定しない場合、発注者は、受注者の責任割合が確定した時点以降に最初に支払う維持管理業務委託費から、減額相当分を減額することができる。受注者の責任割合が確定した時点以降に最初に支払う維持管理業務委託費が、減額相当分に不足するとき(受注者の責任割合が確定した時点以降に支払う維持管理業務委託費がないときを含む。)は、受注者は、発注者が指定する日までに、当該不足分を返還しなければならない。

第3章 維持管理業務委託費の支払い

(維持管理業務委託費)

第34条 発注者は、受注者に対し、維持管理期間中、別紙3に定めるところにより算定される金額を、維持管理業務委託費として、受注者に支払う

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、維持管理業務委託費について、本委託契約の規定による減額を行うことができる。

(維持管理業務委託費の支払い等)

第 35 条 発注者は、受注者に対して、別紙 3 に定めるところにより、受注者の業務遂行の対価として、次項の規定による請求に基づき、当該請求書を受領した日から 30 日以内に、本委託契約の規定により減額される場合を除き、維持管理業務委託費を支払わなければならない。

- 2 受注者は、各会計年度に係る第 29 条の月次業務報告書の全部について発注者の承諾を得た後、当該会計年度の維持管理業務委託費の請求書を作成し、維持管理業務委託費の支払いを発注者に請求する。

(維持管理業務委託費の見直し)

第 36 条 発注者及び受注者は、社会経済状況の変化に応じて、維持管理業務委託費の見直しを実施することができ、詳細については、別紙 3 に定めるところによる。

第 4 章 要求水準書の変更

(要求水準書の変更)

第 37 条 維持管理期間中に、要求水準書の変更が必要又は相当と認められる場合は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 発注者は、本委託契約の締結後、社会状況の大幅な変化等、発注者及び受注者が契約締結時に想定し得なかった状況の変化、その他合理的な理由（ただし、法令等の変更及び不可抗力を除く。）により要求水準書の変更の必要が生じた場合、又は要求水準書の変更が相当と認められる場合には、その変更を受注者に求めることができる。
 - (2) 受注者は、前号の規定による発注者の求めについて、その対応可能性及び費用見込額を発注者に対し通知しなければならない。
 - (3) 発注者及び受注者は、協議の上、要求水準書を変更することができる。かかる変更により追加費用が生じた場合には、発注者が負担する。また、かかる変更により受注者に費用の減少が生じるときには、費用の減少について、協議した結果に従い、維持管理業務委託費を減額する。
 - (4) 前号の規定による協議が協議開始の日より 60 日以内に整わない場合には、発注者は本委託契約の一部又は全部を解除することができる。
- 2 受注者は、本委託契約の締結後に合理的な必要が生じた場合（ただし、法令等の変更があった場合及び不可抗力による場合を除く。）、要求水準書の変更を発注者に求めることができる。係る場合、発注者は、受注者との協議に応じなければならない。発注者は、かかる協議が整った場合、要求水準書の変更を行うものとし、この場合の維持管理業務委託費の支払額の変更については、発注者及び受注者の合意したところによる。
- 3 要求水準書を変更するときは、発注者及び受注者で協議の上、変更内容に応じ、発注者が要求水準書を、受注者が本委託契約に基づき作成した各計画書を、それぞれ適切に変更する。
- 4 発注者は、第 1 項第 4 号の規定により本委託契約の全部又は一部を解除し、当該解除により受注者に損害が生じる場合には、発注者がやむを得ないと認めるもののみを賠償する。

第5章 危険の負担等

(所有権)

第38条 本施設の所有権は、発注者に属する。また、本施設の修繕、更新等を行った場合においても、本施設の所有権は発注者に属する。

(第三者の損害)

第39条 受注者は、維持管理業務の実施にあたり、その故意若しくは過失又は法令等の不遵守によって、第三者に人的又は物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

2 前項に該当することが明らかである場合を除き、維持管理業務の実施により第三者が損害(通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等によるものを含む。)を受けた場合については、発注者及び受注者は協議を行い、当該損害額に係る両者間の負担割合を決定する。

3 前項の損害賠償は、まず発注者が加入する保険の保険金で支払い、なお不足するときは発注者が当該不足額を当該第三者に対して支払う。前項の協議が整った後、受注者は、協議により定めた負担割合がある場合には、自らの負担すべき金額を発注者に直ちに支払う。

(法令変更)

第40条 受注者は、本委託契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本委託契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を、書面で発注者に通知しなければならない。この場合、受注者は、法令等の変更が発生した日以降、当該法令等の変更により履行ができなくなった義務について、本委託契約に基づく履行義務を免れる。

2 発注者及び受注者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

3 発注者は、維持管理業務委託費の支払いにおいて、受注者が履行義務を免れた義務について、受注者が当該免除によって免れた費用を控除し、受注者が実際に行ったその他の業務内容に応じた維持管理業務委託費の支払いをすることができる。

4 受注者は、本委託契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本施設の維持管理業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について発注者と協議することができる。

5 前項の規定による協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、発注者及び受注者は、以下の負担割合に応じて費用を負担する。

法令変更	発注者負担割合	受注者負担割合
本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は維持管理に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更及び受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更の場合	100%	0%
上記記載の法令以外の法令等の変更の場合	0%	100%

- 6 前2項の場合、必要に応じて、発注者及び受注者で協議の上、要求水準書及び計画書等の改訂等を行う。
- 7 発注者が支払う維持管理業務委託費に係る消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。
- 8 法令等の変更により、要求水準書及び計画書等の変更が可能となり、かかる変更により受注者の維持管理業務実施の費用が減少するときは、発注者は、受注者との協議により要求水準書及び計画書等の変更を行い、維持管理業務委託費を減額する。
- 9 法令等の変更により本事業の継続が不能となった場合、過分の追加費用を要することとなった場合、又は第6項若しくは前項の協議が協議開始の日から60日以内に整わないときは、発注者及び受注者は本委託契約の全部又は一部を解除することができる。本項に基づき本委託契約の全部又は一部が解除され、当該解除により受注者に損害が生じた場合には、発注者は、やむを得ないものに限り賠償する義務を負う。

(不可抗力)

- 第41条 不可抗力により、いずれかの当事者が本委託契約を履行できなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知を行った当事者は、通知日後に、かかる不可抗力の事由が止み、本委託契約の履行の続行が可能となる時まで、本委託契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。ただし、発注者及び受注者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。
 - 3 発注者は、維持管理業務委託費の支払いにおいて、受注者が履行義務を免れた義務について、受注者が当該免除によって免れた費用を控除し、受注者が実際に行ったその他の業務内容に応じた維持管理業務委託費の支払いをすることができる。
 - 4 第1項の通知がなされた場合、必要に応じて、発注者及び受注者で協議の上、要求水準書及び計画書等の改訂等を行う。
 - 5 前項の規定による協議が、協議開始の日から60日以内に整わないときは、発注者及び受注者は本委託契約の全部又は一部を解除することができる。本項に基づき本委託契約の全部又は一部を解除され、当該解除により相手方に損害が生じた場合には、発注者は、やむを得ないものに限り賠償する義務を負う。

(不可抗力による負担)

- 第42条 不可抗力による損害又は費用が生じた場合において、本施設の維持管理業務につき、損害額及び増加費用額の合計額が、一会計年度につき、当該会計年度の維持管理業務委託費の100分の1に至るまでは、受注者が当該損害額及び増加費用額を負担し、これを超える額については発注者が負担する。

第6章 損害賠償等

(損害賠償等)

- 第43条 本施設の維持管理業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は、受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

- 2 受注者は、本委託契約に従った維持管理業務を実施せず、又はその他本委託契約の定めるところに違反し、発注者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 本委託契約の規定による維持管理業務委託費の減額は、前項の規定による発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また、維持管理業務委託費の減額を、損害賠償の予定と解してはならない。

第7章 解除

(受注者の債務不履行)

第44条 発注者は、本委託契約に特に定める場合を除き、受注者の責めに帰すべき事由により、本委託契約又は要求水準書に従った本施設の維持管理ができなくなったときは、受注者に最長60日の猶予期間を与える。ただし、受注者が再び事業を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるときは、この限りでない。

(発注者の解除)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は期限経過後相当の期間内に履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
- (3) 受注者又はその代理人、支配人その他の使用人が発注者の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (4) 第13条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に定めるほか、本委託契約条項の一つにでも違反したとき。

2 発注者は、受注者（第9号の場合は企業グループの構成員又は協力企業）が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに本委託契約を解除することができる。

- (1) 本委託契約の締結又は履行について、不正があったとき。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他本委託契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
- (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適切な措置を採るべき旨受注者に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が受注者に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は受注者の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したとき（ただし、第1号ないし第4号に

については本事業に関して該当した場合に限る。)

- (10) 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
- (11) 受注者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。
- (12) 受注者が維持管理業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (13) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本委託契約の目的を達することができないとき。
- (14) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (15) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (16) 第47条の規定によらないで本委託契約の解除を申し出たとき。

3 発注者は、設計・建設工事請負契約が解除された場合、本委託契約を解除することができる。

4 受注者は、本委託契約が解除されたときは、その管理する物品等を撤去し、本施設を継続して使用可能な状態にして、速やかに本施設を発注者に明け渡さなければならない。

(違約金)

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、維持管理業務委託費の1会計年度額の10分の1に相当する金額を、違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、頭書の契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。)があるときは、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除することができる。

(1)前条第2項の規定により本委託契約が解除された場合

(2)受注者が本委託契約に基づく債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の本委託契約に基づく債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が本委託契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3)受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、発注者に発生した損害が第1項の規定による違約金の金額を超過しているときは、発注者は、受注者に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。

4 前条第2項の規定により本委託契約が解除された場合は、契約保証金は発注者に帰属する。発注者に帰属した契約保証金は、発注者の損害の賠償又は第1項の違約金に充当する。

5 第1項及び第3項の規定により受注者が発注者に違約金及び賠償金を支払う場合において、発注者は、違約金請求権及び損害賠償請求権と受注者の維持管理業務委託費請求権その他発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。

6 第1項の規定にかかわらず、発注者が基本協定第4条第1項の規定により賠償金の支払いを

請求するときは、同一の事由により本条の規定による違約金を重ねて請求することはできない。

(受注者の解除)

第 47 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本委託契約を解除することができる。

- (1) 第 37 条第 1 項第 4 号、第 40 条第 9 項又は第 41 条第 5 項の規定による部分解除のため、契約金額が 3 分の 2 以上減じたとき
- (2) 発注者が、本委託契約に基づく債務の履行を行わない事態を 60 日間継続したとき

2 受注者は、前項の規定により本委託契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第 8 章 特許権等、著作権及び秘密保持

(特許権等)

第 48 条 受注者は、受注者が維持管理業務を実施するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用権（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得する。当該特許権等の詳細は、別紙 4 に記載のとおりとする。

2 受注者は、維持管理業務委託費は、前項の規定による特許権等の実施権又は使用権の取得の対価、第 3 項の規定による実施権又は使用権の付与、並びに次条第 5 項の規定による成果物並びに本施設の発注者による使用に対する対価を含むものであることを確認する。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

3 第 1 項の規定により受注者が取得した実施権又は使用権のうち、本委託契約終了後において、発注者が本施設を維持管理するために必要なものについては、受注者は、当該実施権又は使用権を発注者に付与し、又は当該特許権等の権利者をして発注者に付与せしめる。

(著作権の利用等)

第 49 条 発注者が本委託契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

2 受注者は、成果物（受注者が本委託契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。）又は本施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。

3 受注者は、発注者が成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（発注者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部若しくは本施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること

- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること

- (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること

- (4)本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること
- (5)本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと
- 4 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1)成果物及び本施設の内容を公表すること
 - (2)本施設に受注者の実名又は変名を表示すること
 - (3)成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること
- 5 発注者は、成果物及び本施設について、成果物及び本施設が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本委託契約の終了後も存続する。

(著作権等の譲渡禁止)

第50条 受注者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本施設に係る著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第51条 受注者は、成果物及び本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

- 2 成果物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持義務)

第52条 発注者及び受注者は、本委託契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本委託契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本委託契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1)本委託契約で公表、開示等することができると規定されている情報
 - (2)開示の時に公知である情報
 - (3)相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (4)相手方に対する開示の後に、発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (5)発注者及び受注者が、本委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1)弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2)法令等に従い開示が要求される場合

- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者及び受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー業務受託者及び受注者の下請企業に開示する場合
- (5) 発注者が発注者の構成市町に開示する場合
- (6) 発注者が本施設の維持管理及び維持管理に関する業務を受注者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(個人情報保護)

第 53 条 受注者は、本委託契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、北筑昇華苑組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月 28 日条例第 8 号）及び関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

第 9 章 補則

(受注者の権利義務の譲渡)

第 54 条 受注者は、事前に発注者の承諾を得なければ、本委託契約上の地位及び本委託契約に係る権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分（譲渡予約権の設定を含む。）をしてはならない。

(遅延利息)

第 55 条 受注者が本委託契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、遅延損害金を支払う。

2 前項の遅延損害金は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息を付した金額とする。

(管轄裁判所)

第 56 条 発注者及び受注者は、本委託契約に関する当事者間の一切の紛争に関し、福岡地方裁判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(本委託契約に定めのない事項)

第 57 条 本委託契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者が別途協議して定める。

別紙1 保険の詳細

【受注者の提案による】

モニタリング及び維持管理業務委託費の減額

(1) モニタリング及び維持管理業務における減額措置

ア モニタリングに関する基本的な考え方

要求性能に基づいて、適正かつ確実な維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定及び評価する。

モニタリングは、受注者が行うセルフモニタリングに基づく維持管理業務についての各種報告書による確認を基本とし、これを補完する目的で発注者が随時のモニタリングを行うこととする。

モニタリングにより要求性能が発揮されていない、又は発揮されないおそれがあると判断した場合には、是正勧告、維持管理業務委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、本委託契約に基づく発注者の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

イ 減額措置に関する基本的な考え方

維持管理業務委託費の減額は、次の方針に基づいて行うものとする。

- 1) 受注者の行う業務において、契約の未達又は不履行があった場合に減額する。
- 2) 減額は、適切な業務改善を受注者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により維持管理業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- 3) 減額金額は、本委託契約に基づき受注者が発注者に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 5) 軽微な不履行については直ちに減額するのではなく、受注者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することを基本とする。

(2) 維持管理業務におけるモニタリングの基準

受注者は、要求水準書及び提案書に基づいて、維持管理業務に係る基準（業務内容、実施体制、実施方法、実施手順、実施頻度、その他必要な事項）を定め、発注者の承諾を得て、業務計画書に記載する。

(3) モニタリングに係る受注者の責務

ア セルフモニタリングを行う義務

受注者は、自らの費用負担において、新規設備の性能及び維持管理業務に関して、新規設備に係る性能基準及び維持管理業務に係る要求水準を充たすことを確認するためにセルフモニタリングを行い、その結果を、定期的に書面にて発注者に報告しなければならない。また、セルフモニタリングには、本委託契約に定める発注者のモニタリングの内容を包含していなければならない。

なお、発注者は、受注者が行ったセルフモニタリングの結果を、発注者が行うモニタリングに活用することができる。

イ 発注者が行うモニタリングへの協力義務

発注者は、維持管理業務について、受注者に事前に通知したうえで、説明を求め、又はそ

の維持管理状況を立会いのうえ、確認することができる。

受注者は、当該説明及び確認の実施につき発注者に対して最大限の協力を行うものとする。なお、当該説明又は確認の結果、維持管理状況が要求水準を達成していないことが判明した場合、発注者は受注者に対してその是正を指導するものとし、受注者は随時、対応状況を発注者に対して報告しなければならない。

発注者は、説明要求及び説明の実施、立会の実施を理由として、維持管理業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

ウ その他必要な措置を行う義務

受注者は、上記に定める義務だけでなく、必要に応じて本委託契約の履行を円滑に行うために必要となる措置を行うものとする。

(4) 維持管理業務委託費の減額方法

ア 減額の対象となる事態

発注者によるモニタリングの結果、維持管理業務の状況が維持管理業務に係る要求水準を満たしていない場合には、発注者は減額ポイントを付与することができる。減額ポイントは、年度ごとに集計し、その合計が一定値に達した場合には、当該期に支払う維持管理業務委託費に一定の割合を掛けて算出する金額を当該期に支払う維持管理業務委託費から減額する。

維持管理業務の状況が維持管理業務に係る要求水準を満たしていない場合とは、以下に示す (ア) 又は (イ) の事態をいう。

(ア) 火葬炉設備の利用にあたり、明らかに重大な支障がある場合

(明らかに重大な支障がある場合の例)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 火葬炉設備が故障等により稼働しない。② 火葬炉設備の安全上の問題や著しい性能劣化のために使用することができない。③ 火葬炉設備が稼働しているにも関わらず、要求水準書に示された性能に達しない(ただし、運用状況を考慮するものとする。)④ 受注者の維持管理の不履行等に起因する人身事故が発生する。⑤ 受注者が故意に業務を放棄する。⑥ 受注者が発注者に対し、業務に係る虚偽の報告を行う。⑦ 受注者が発注者と故意に連絡を行わない、又は長期にわたる連絡不通。⑧ 受注者が本委託契約に基づき行う発注者からの指導・指示に従わない。⑨ 受注者が、新規設備が使用不能又は提案水準と比べ著しく機能が低下する状況又は受注者の維持管理の不履行等に起因する人身事故の発生について、予見できたにもかかわらず発注者への報告を行わない、又は故意に遅滞する。⑩ 受注者が業務実施状況の確認のうえでの重要書類(帳簿、クレーム対応記録等)を紛失・改ざんする。 |
|--|

(イ) 火葬炉設備の利用にあたり、明らかに支障がある場合

(明らかに支障がある場合の例)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 火葬炉設備の使用エネルギー量(燃費)が、受注者の提案する水準から乖離した状態が連続的又は断続的に発生する。② 受注者による業務の怠慢が認められる。③ 受注者が連絡業務を遅滞する。④ 受注者が諸届、報告書の処理を遅滞する。⑤ 受注者のクレーム処理に不備がある。⑥ 受注者の業務実施状況の確認のうえでの重要書類(帳簿、クレーム対応記録等)の |
|---|

管理不行届きが認められる。

イ 減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。発注者は、会計年度ごとに当該期に行ったモニタリングの結果をふまえて、維持管理業務に対応する当該期の減額ポイントを確定する。

ただし、受注者の責めに帰すことのできない事由や、事前に受注者の申し出に基づいて、発注者が減額対象としないことを承諾していた事由によって、維持管理業務に係る要求水準を満たしていない状況が生じた場合には、減額ポイントを加算しない。

改定の対象	指標
火葬炉設備の利用にあたり、明らかに重大な支障がある場合	各項目について5ポイント ただし、①、②、③については室単位・1日単位でポイントを加算する。
火葬炉設備の利用にあたり、明らかに支障がある場合	各項目について1ポイント

また、継続的に発生する場合は、発注者が示す是正期間の経過後、再度減額ポイントを加算する。期間については、減額ポイントを加算する事項の発生した際に、その状況に応じて発注者が定め、受注者に通知するものとする。

ウ 減額ポイントの支払額への反映

モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、受注者に減額ポイントを通知する。維持管理業務委託費の支払いに際しては、1会計年度分の減額ポイントの合計を計算し、当該期に支払う維持管理業務委託費に、下表にしたがって定める減額割合を掛けて算出する金額を求め、減額の必要がある場合には、当該期の維持管理業務委託費から控除し、支払額を受注者に通知する。

1会計年度分の減額ポイント合計	維持管理業務委託費の減額割合 (1会計年度分の減額ポイント合計をXとする。)
100～	100%減額
51～100	(1.5X-59.0) %減額 [18%～91%の減額]
16～50	(0.5X-8.0) %減額 [0%～17%の減額]
0～15	0% [減額なし]

エ 受注者による請求

受注者は、発注者が行うモニタリングの際に、減額ポイントの全部又は一部を加算すべきでないという合理的な根拠（減額の対象となる事態の発生原因が、受注者の責めに帰すべき事由のみではない等）を示すことで、加算すべき減額ポイントの見直しを発注者に請求することができる。発注者は、受注者の示した合理的な根拠を考慮した結果、受注者の示した根拠に理由があり、減額ポイントの全部又は一部を加算することが不合理であると判断する場合には、減額ポイントの全部又は一部を加算しないことができる。

維持管理業務委託費の支払方法

(1) 維持管理業務委託費

ア 算定方法

維持管理業務委託費の算定方法は、次に示すとおりである。

区分	支払いの対象となる費用	算定方法
固定費A	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検・清掃費 ・修繕・更新費（消耗部品交換・修理） 	各支払期の固定費A ＝各年度提案固定費A <ul style="list-style-type: none"> ・固定費Aの各年度費用（円/年）は提案すること。 ・固定費Aは、年度間において平準化した金額とすること。
固定費B	<ul style="list-style-type: none"> ・用役費（光熱水費を除く） ・その他業務費（情報管理等） 	各支払期の固定費B ＝各年度提案固定費B <ul style="list-style-type: none"> ・固定費Bの各年度費用（円/年）は提案すること。 ・固定費Bは、年度間において平準化した金額とすること。

イ 支払方法

維持管理業務委託費は、月次業務報告書等によるモニタリング結果を踏まえ、年1回、受注者に固定費を支払う。受注者は、各会計年度の月次報告書の全部●月●日までに発注者に提出するものとする。その後、発注者では、提出を受けた日から10日以内に承諾について文章等により受注者へ通知する。発注者からの通知を受けた後、速やかに請求書を発注者に提出する。発注者では、請求書を受理した日から30日以内に維持管理業務委託費を支払うものとする。

ウ 改定方法

(ア) 使用する指標

維持管理業務委託費は、次に示す改定に用いる指標により物価変動の影響を反映する。

改定の対象	指標
固定費A	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／自動車整備・機械修理／機械修理」（日本銀行調査統計局）
固定費B	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

- 注) 1. 応募者から表に示す指標以外の指標を用いる提案があった場合、最優秀者決定後、妥当性が認められる場合については、発注者と協議を行い、見直すことができる。
2. 市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、発注者と受注者で協議するものとする。

(イ) 改定する時期

維持管理業務委託費の固定費に対する支払額については、年1回改訂の有無を確認する。

当該年度の維持管理業務委託費の固定費は、当該前年度の8月末時点で公表される最新の指標（直近12か月の平均値）を用い、9月末までに確定する。

(ウ) 改定にかかる算出式

維持管理業務委託費の改定にかかる費用の算出式は、次のとおりとする。

■算出式：
$$F_t' = F_{t-a} \times (I_t' / I_{t-a}) \quad ※改定率 = (I_t' / I_{t-a})$$

項目	記号	内容
改定後の維持管理業務委託費	F_t'	物価変動に基づく改定後の[t]年度の維持管理業務委託費とする。
前回改定後の維持管理業務委託費	F_{t-a}	前回改定した[t-a]年度の維持管理業務委託費とする。 (a=1, 2, 3 等)
基準とする物価指数	I_{t-a}	前回改定を行った時に使用した指数とする。
改定のための物価指数	I_t'	[t]年度の維持管理業務委託費改定に使用する改定率を算出するための指数とする。 算出方法は、[t-1]年度の8月末に公表される最新の指標から直近12か月の表2に示す指標の平均値とする。
当該支払年度	t	西暦

- 注) 1. 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
2. 指数の基準年度が途中で変更となる場合は、接続指数を使用するものとする。
3. 改定を確認する8月末時点における最新の指数(7月分は速報値)を使用するものとし、以降に指数が訂正された場合でも再度見直しは行わない。
4. 基準とする物価指数 (I_{t-a}) は、前年度において改定しなかった場合、改定を行った年度までさかのぼるものとする。
5. 1回目の改定を行うまでの基準とする物価指数 (I_{t-a}) は、「令和6年8月～令和7年7月までの12か月の指標の平均値」とする。
6. 改定率が±1.5%を超過する増減(前項に示す改定率に±0.0151以上の増減)があった場合のみ改定するものとする。
7. 維持管理業務期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、発注者が改定内容にあわせて負担する。

別紙 4 特許権等

特許権等の使用

【受注者の提案による】